

個人情報ファイル簿（単票）

【子育て支援課・家庭相談支援係】

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談に関する事務	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭児童相談に関する事務を行うため	
記録項目	1 相談日 2 氏名 3 生年月日 4 宛名・世帯コード 5 所属 6 相談内容 7 電話番号 8 住所 9 勤務先 10 家族状況 11 健康状況	
記録範囲	相談対象者およびその家族、相談者	
記録情報の収集方法	本人やその家族、関係機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	(厚生労働省) 要保護児童等に関する情報共有システム、AI 子供見守りシステム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 府中町福祉保健部子育て支援課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 9 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【子育て支援課・家庭相談支援係】

個人情報ファイルの名称	A I 見守りシステム	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童虐待（不適切な養育）・不登校や不登園（長期欠席）・生活困窮などによる「望まない孤立」を、表面化する前に把握して、子どもの最善の利益を考慮し、早期に適切で継続的な予防的支援を届ける仕組みをつくるため。	
記録項目	1 児童及び世帯情報（宛名コード、世帯コード、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、続柄）、2 児童福祉情報、3 要保護児童登録、4 母子保健情報、5 予防接種情報、6 障害福祉情報、7 生活保護受給状況、8 学齢簿情報、9 公立小中学校児童情報、10 児童の予測確立、11 リスク要因	
記録範囲	18歳到達後最初の3月31日までの児童及びその世帯	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（住民情報）、児童福祉システム、子ども子育て支援システム、家庭児童相談システム、母子保健電子カルテシステム、健康管理システム（予防接種情報）、障害福祉システム、生活保護システム、校務支援システムから自動連携、学齢簿（就学援助・幼稚園情報）はエクセルシートで収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	子ども家庭総合支援拠点、母子保健係、公立小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町福祉保健部子育て支援課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年9月2日